

メルマガ全部協プライムニュース 2020 年 2 月号

2. 支部・ブロック協議会活動報告

2) 関東甲信越ブロック協議会で特定整備制度について講演



全部協・関東甲信越ブロック協議会は、2月15日に群馬県高崎市で会合を開きました。

今回は、国土交通省・関東運輸局自動車技術安全部整備課の西川和孝整備課長、本多史郎専門官の2人を講師に迎え、「これからの自動車整備動向（特定整備とOBD車検など）」を題する講演を実施しました。

講演内容は道路運送車両法の一部改正やOBD検査、特定整備制度、車検証の電子化について等です。特に4月1日から施行される特定整備制度については、整備業

者や車体整備業者、自動車用ガラス販売業者等、

補修部品業界と関連の深い事業者にとって大きな影響が及ぶことから部品商や部品卸商、部品メーカーの間でも非常に関心が高く、講演には組合員・賛助会員ら約60名が出席しました。



森川等副理事長は開会のあいさつの中で、「特定整備制度については、昨年中間とりまとめが発表されてから業界内でもいろいろな話が錯綜している。お客から質問される機



会も多くなったが、いい加減なことは言えず、正確な情報を伝えなければいけない」と、部品商が正しい知識を持ち、整備業者に情報提供する役割を担う必要性を訴えました。

講演では、道路運送車両法の一部改正や OBD

検査、車検証の電子化とともに特定整備制度については、昨年秋に「自動車整備技術の高度化検討会」が発表した中間とりまとめの内容をもとに、導入の背景や制度の概要、新たに特定整備の対象となった電子制御装置整備の認証基準、認証を取得する上で必要とされる要件等について詳細に説明しました。

中でも認証を受けた電子制御整備の作業場が離れた場所にある作業場・設備を共用する際の条件、また施行日から 4 年間で認証取得のための準備期間として認める経過措置に関しては、講演後の質疑応答の際にも出席者から多くの質問が寄せられました。

講演会後は、全国中小企業団体中央会の業務災害補償保険の説明や全部協の事業活動紹介等も行いました。